

組合員のみなさまへ

現在お手元にある発行済の「健康保険証(カード証)」は、令和7年12月1日まで有効(経過措置期間として)です。

令和6年12月2日より、従来の健康保険証(カード証)の発行は、新規交付・再交付とも廃止となりました。これにともない、今後、保険医療機関等で受診等をする場合は、「マイナ保険証」の利用(資格確認)が基本となります。**(しかし、「カード証」は、このタイミングで無効となったわけではありません。)**

マイナ保険証が利用できる・できない(マイナンバーカードを未作成の方や保険証利用を未登録の方)に関係無く、来年12月1日まで、お手元の「カード証」で受診等が可能です。

→→ カード証をお持ちでマイナ保険証が利用できない方は、保険医療機関等の窓口で「カード証」を提示のうえ受診等してください。
ただし、従来どおり本人・家族とも資格を喪失した時は、その前日までが有効であり、またカード証は当組合へ返納いただきます。

なお、今後、マイナ保険証を利用できない方が、有効期間内にカード証を紛失等された場合は、**マイナ保険証の利用に切り換え**ていただくか、申請により「健康保険 資格確認書」を発行^(※)します。

※ 「資格確認書」は、マイナ保険証が利用できない方を対象に発行します。なお、申請方法(申請書)につきましては、当組合のホームページ・申請書ダウンロードコーナーより「健康保険 資格確認書(再)交付申請書」をご確認(ご利用)ください。

また、カード証の有効期限後(2025年12月2日～)に「資格確認書」が必要な方につきましては、2025年の秋頃に当組合の職権による「資格確認書」の一斉交付を予定しています。したがって、それまでの間は上記のとおり「カード証」をご利用ください。